

全医労保育所ニュース

2014年4月から定年退職者 勤続慰労金支給制度がスタート



「2014年度の賃金改善要求」で、3月21日に行われたピジョンとの団体交渉において継続協議となっていた、「定年退職者勤続慰労金支給制度」が2014年4月1日から開始されます。

私たちの要求する退職金制度には及びませんが、長年働いてきた職員に対し、慰労一時金が支給されることとなりました。

「2014年度賃金要求」
ピジョンとの団体交渉で実現

定年退職者勤続慰労金支給制度について

ピジョン株式会社

1. 趣旨

当事業に長年従事し、定年退職を迎える社員に感謝と慰労を行う目的で一時金を支給する。なお、定年退職者には定年退職以降再雇用されるものも含むものとする。

2. 制度概要

(1) 対象者

定年到達月に契約社員の雇用身分を有し、当該年度内に勤続年数が満10年を迎えるもの。

(2) 支給金額

10万円

(3) 支給時期と支払方法

ア. 支給時期

定年到達月となる勤怠月の翌月の給与支給日

イ. 支払方法

退職所得金扱いとし、月例給与とは別に給与支払口座に振り込む

3. 制度開始日

2014年4月1日

4. 移行措置

本制度は4月1日より開始となるが、移行措置として2014年3月31日付で勤続年数満10年を迎え、契約社員の身分を有する定年退職者に対して、一時金として5万円を支給する。

支給は2014年4月度給与支給時に他支給として加算措置を行う（給与所得扱い）。

3月の団体交渉でピジョンは「勤続慰労金支給制度（仮称）」を提示してきました。全医

労の追及により支給を前提に引き続き協議することを確認。団体交渉および本部協議の末、上記の制度がスタートすることとなりました。当初、ピジョンは2014年4月1日から

必要だとし、「2014年4月1日以後、定年到達時に勤続年数が満10年で契約社員の雇用身分を有する者に対し、10万円を支給する」と提示して来ましたが、「定年退職以降再雇用される者も含む」

こととなりました。

これにより、例えば定年（誕生日）を迎えた時に9年6カ月で10年に満たない場合でも、再雇用により契約社員の身分が年度末まで継続され、年度末まで働いて10年迎える人は支給の対象となります。

また、移行措置として「2014年3月末に勤続10年を迎える定年退職者で契約社員の方に対し5万円の一時的金を支給する」という改善点も加わり、私たちの追及が反映される形となりました。

これは金額的には大変不満は残りますが、全医労の粘り強い追及により、ゼロ回答スタートから5万円支給が実現しました。

私たちが要求する退職金制度には到底

及びませんが、ピジョンとして長年働いてきた社員に対し感謝と慰労を行うものとして支給されます。対象者にはピジョンより連絡があります。不明な点は、問い合わせをお願いします。

引き続き、良質な院内保育所存続・拡充、そして職員が長く働き続けるために賃金・労働条件を改善していきましょう。



保育所とりくみ一覧

地方協	実態調査	アンケート	機構宛 要求署名	支部保育所 要求書提出	子育て支援 新請願署名
北海道	6	46	338	6	320
東北	5	29	276	0	567
関東信越	18	112	887	1	964
東海北陸	8	55	600	0	780
近畿	5	54	759	0	491
中国	11	55	187	0	144
四国	5	59	432	0	647
九州	13	87	1,894	0	1,825
他		0	121		130
合計	71	497	5,494	7	5,868

2014年3月末現在

6月の機構要請行動までに署名を集め切ろう！

4月新人説明会で

全医労の仲間が 1,300 人を突破しました！（4/8 現在）

桜前線の北上とともに、全国の国立病院には新採用者が就職。組合の新人説明会・歓迎会が開かれています。

4/8 現在、加入者は 1,300 人を突破し、全医労の仲間がどんどん増えています。

ある支部では、保育所にこの4月から就職した先生方も一緒に説明会に参加し全医労に加入。

職場紹介では院内保育所を代表して、園長先生が「この病院には組合が作った保育所があります。皆さんのお子さんを大切に保育します。子どもをたくさん産んで働き続けてください」と訴えました。皆さんもどんどんアピールして仲間を増やしましょう！



6月6日(金)地方協代表による機構本部要請 6月7日(土)～8日(日)第43回保育所会議 in 大塚

保育所職員・保護者・支部からの参加をお待ちしています。

みんなで院内保育所で働く仲間と保育所の将来について考えましょう！